

○と き 平成 28 年 8 月 26 日（金）
午前 10 時から午前 11 時 30 分

○ところ 大阪府新別館南館 5 階マッセ大阪 第 1 研修室

○質疑要旨

【議題（1）国民健康保険制度改革に向けた検討状況（考え方）の整理について】

（市町）

この制度改革後、経過措置期間を過ぎた頃には、国民健康保険制度が持続可能な制度として路線に乗っていることが求められるが、そのあるべき姿に至るための取組が必要と考えている。

まず、国民健康保険制度に対する適切な理解がされにくくなっている要因を取り除くということである。他の市町村から転入し保険料が高くなった方に対して、算定方式や保険料率の違いを説明しても、なかなか理解していただけない。相互扶助という制度を理解していただく観点から、統一保険料をめざしていくべきではないか。

次に、都道府県単位で一元化した方針のもと医療費適正化に取り組むということである。例えば、生活習慣病や認知症といった非常に患者数の多い疾病については、府単位で分析して方針を作り、その方針に基づき各市町村で取り組むという形が望ましいのではないか。

広域化に向けた取組が市町村の自治権を阻害しているというような意見もあるが、やはり、持続可能性を考慮すれば、統一保険料とすることが重要だと思う。医療費水準が低いところは保険料水準も低く、高いところは高いといった仕組みはある意味で市町村ごとの努力が反映されているかもしれないが、医療費水準の高低要因を正確に分析し、住民に伝えていくことは非常に難しい。「制度全体の分かりやすさ」ということを意識し、検討していくことが重要だと考えている。

（市町）

あるべき姿についての考え方の整理は重要だと考えている。今回の国保制度改革が、医療保険制度の一本化を目指すための通過点であるという認識を持ちつつ、これからも準備を進めていかなければならない。

各論になるが、標準収納率の設定について、努力分で 1% の加算となれば現実的にかなり厳しい。また、累積赤字の解消を進めるなかで、いきなり平成 30 年度当初に赤字が出るようなことは、なんとしても回避したいため、適正な標準収納率の設定等を考えていただきたい。保険料等減免についても、多子世帯への配慮が必要だと考えている。被保険者証についても統一すべきだと思うが、様式の統一は可能だとしても、外字の問題もあるため、それらを共同処理するというのは難しいのではないか。

（市町）

ご説明いただいた考え方にに基づき、今後も議論を進めていきたい。

賦課権については、引き続き市町村にあることから、試算の結果次第では、また違った動きができる可能性もある。今回の国保制度改革については、通過点だと認識しており、次期の法改正に反映させてい

ただこのような方向で検討を進めていただければと思っている。

(市町)

大阪府内で一つの国保をめざし、統一保険料率を採用するといった方向で取りまとめていただき、感謝申しあげる。

個別事情ではあるが、累積赤字の解消については、赤字解消計画を策定し、単年度黒字を続けつつ、一般会計から繰り入れていただく形で進めているが、平成 30 年度の広域化に向けて、なかなか解消というところまでは至らない。また、保険料等減免の充実については、低所得者が多いことから、大いに願うところ。今後の議論のなかで考慮していただきたい。

(市町)

今回の制度改革が将来に向けた通過点であるところも含めて、内容については賛成である。

各論になるが、保険料等減免については、各自治体で色々な歴史的な経過があって、現在の形になっていると思う。減免制度を必要とされている方々が非常に多いということも大阪府としての一つの地域事情であると思うので、財政的な部分だけではなく、歴史的な経過もしっかり踏まえて丁寧な議論をしていただきたい。

(市町)

議論の方向性、目指すべき姿については、全く異論はない。

標準収納率の設定については、意見もあるが、大阪府として統一保険料率を定めて、負担の公平性を図るという方向性を定められた以上、この方向でまとめていただけたら良いと思う。

(市町)

全体的な内容については同意する。

保険料等減免については、各市町村の事情もあることから、丁寧な議論をしていただきたい。

医療費適正化についても、都道府県単位で一元化するということになれば、他の市町村の知恵も借りつつ努力していくことが可能だと思う。

(市町)

住民、議会に対して説明する際に、いかに分かりやすく伝えることができるかということが、これからの課題になってくるのではないかと思う。各市町村が抱える歴史的経過の部分は当然あると思うが、最終的な目標に向かって、今後も議論を進めていただきたい。

(国保連)

議論の方向性、取りまとめ状況に関して言及することはない。

連合会としては、保険者の集合体という形であることから、広域化を通じて、サービス提供、保険者支援という視点でご利用・ご活用いただければと考えている。

(市町)

国民健康保険制度のあるべき姿については、ほぼ共通した認識があると考えている。

事務方とすれば、あるべき論で話を進めていくのが本筋であり、保険料の上がり下がりに関わらず、国保制度をどうしていくべきなのかを議論していきたい。

保険料等減免について、国が一般会計からの繰入れを認めるような形をとっているが、基本的なスタンスとしては、共通基準の範囲内で何とか踏ん張ってやっていただきたいというのが思いである。

保険料引き下げについては、一般会計からの繰入によるのではなく、医療費適正化に向けた取組を競争することによって引き下げていくのが、正しい手法なのかと考えている。

議論の方向性、考え方については、特に異論はない。

(大阪府)

国における一元化を目指すのであれば、少なくとも都道府県内がバラバラでは、その次のステップに進めないということになる。被用者保険制度も含めて、医療保険制度間のアンバランスの状況をいかにまとめていくかを見据え、検討していくべきである。

(市町)

国保運営方針を策定するにあたっては、いかに市町村と議論し、皆が納得できるものを作れるかということが重要になると考えている。府が一方向的に決めるのではなく、民主的な議論ができれば、地方自治の侵害という意見も出ないはずである。

(市町)

それではまとめさせていただく。

本日は議論の方向性として、

- ①制度の安定化を図り、持続可能な仕組みの構築を目指すということ。
- ②被保険者の負担の公平化をめざすため、府内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険料であるという府内統一保険料を採用するということ。
- ③健康づくり、疾病予防等、地域の実情に応じた市町村の取組みを支援するため、インセンティブの強化を図ること。

などを再確認した。内容に関しては特に修正意見等はなかったため、このまま原案どおりで承認することとしてよろしいか。

(委員全員)

了承。